平成２８年（フ）第３８５号
北九州市八幡西区幸神２丁目10番46―509号
債務者　原田　祥一
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６８号
福岡県行橋市行事４丁目17番６号
債務者　石橋　利枝
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７２１号
さいたま市桜区栄和５丁目13番22―２号　立野方、旧住所さいたま市桜区大字上大久保803番地２　ライフメゾン清水２―102
債務者　橋本　直美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３９号
さいたま市見沼区東大宮７丁目27番地13　ラベンダーハイツＡ　106号
債務者　五十嵐麻理
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４２号
埼玉県久喜市南４丁目10番１号
債務者　瓦井　文子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５８号
埼玉県川口市仲町14番17号
債務者　藤平まどか
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７７３号
さいたま市岩槻区大字徳力534番地７　グランドソレイユＡ―101
債務者　池ノ谷憲司
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７７５号
さいたま市桜区大字神田275番地２　ジュネスエル浜崎１　110号、旧住所さいたま市桜区中島１丁目27番１―304号
債務者　大楠　竜一
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７８５号
埼玉県上尾市大字原市29番地１　グリーンコート六番館202、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前137番地54
債務者　石井　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７８８号
埼玉県蕨市南町２丁目10番15号　ヨシムラハイツ302号
債務者　横田　頼子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８５８号
埼玉県加須市細間273番地１　県営大利根細間団地４号棟302号室
債務者　伊藤　　修
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
埼玉県春日部市藤塚2171番地523
債務者　松田　明美（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田４丁目８番14号
債務者　諏訪　英之
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３４号
埼玉県三郷市鷹野１丁目91番地５
債務者　今田　道江（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
埼玉県春日部市南５丁目９番18号　グランパ201号
債務者　柳澤　千洋
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５２号
埼玉県春日部市藤塚415番地１　サンゴールドシマムラ205号
債務者　渋谷　愛美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
埼玉県三郷市早稲田１丁目９番地12　シュロス早稲田208号
債務者　宮崎　政則
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係